

簡易専用水道法定検査 ~ 検査時に必要な書類について ~

現地訪問検査

- ・受水槽廻りの平面図
- ・給水系統の平面図
- ・貯水槽清掃報告書
- ・昨年度、簡易専用水道検査報告書
- ・その他 点検書類
給水ポンプの点検帳簿など

原則として現地にて上記書類の保管が義務付けされています。

提出書類検査(特定建築物に限る)

- ・受水槽廻りの平面図
- ・給水系統の平面図
- ・貯水槽清掃報告書
- ・昨年度、簡易専用水道検査報告書
- ・残留塩素の確認帳簿
- ・その他、点検書類
給水ポンプの点検帳簿など

原則として現地にて上記書類の保管が義務付けされています。

書類検査においては現場に保存されている上記書類のコピーと、当社がお送りする“施設およびその管理の状態に関する検査書類”を同封して郵送をお願いします。



ご協力よろしくお願い申し上げます。

 日本水処理工業株式会社